

「福井女子中学生殺人事件」再審開始決定に関する会長声明

2024年（令和6年）10月23日、名古屋高等裁判所金沢支部（山田耕司裁判長）は、いわゆる「福井女子中学生殺人事件」第2次再審請求事件（請求人前川彰司氏）について、再審の開始を決定した。

本件は、1986年（昭和61年）3月、福井市内で女子中学生が殺害された事件である。事件発生1年後に前川氏が逮捕されたが、前川氏の犯人性を基礎づける客観的な証拠はなく、前川氏は逮捕以来一貫して無罪を主張している。

確定審第一審（福井地方裁判所）は、変遷を重ねる関係者供述の信用性を否定し無罪判決を言い渡したが、確定審控訴審（名古屋高等裁判所金沢支部）は、関係者供述について「大筋で一致」するとして供述の信用性を認め逆転有罪判決（懲役7年）を言い渡し、最高裁判所で有罪判決が確定した。

2004年（平成16年）7月に申し立てられた第1次再審請求審（名古屋高等裁判所金沢支部）では、開示された供述調書の一部等により関係者供述の著しい変遷がより一層明らかになったことから、関係者供述の信用性が否定されて再審開始決定が言い渡されたが、再審異議審（名古屋高等裁判所）は、新証拠はいずれも旧証拠の証明力を減殺しないとして、2013年（平成25年）3月6日、再審開始決定を取り消し、特別抗告審もこれを是認して確定した。

2022年（令和4年）10月14日に申し立てられた第2次再審請求審では、弁護団は新証拠として、関係者らの供述の信用性を弾劾する供述心理鑑定、犯行態様（シンナー乱用による幻覚・妄想下での犯行と認定）を弾劾する精神医学鑑定、行動経過（血をつけた状態で車に乗り複数箇所を移動したと認定）を弾劾するルミノール鑑定（試薬により血痕らしきものが本当に血であるか調べる鑑定）を提出した。また、警察保管の捜査報告メモを含む計287点の証拠が新たに開示された結果、捜査機関も関係者の供述に疑義を抱いていたことや関係者が供述する関与の日付が事件日と異なっていたことなどが明らかとなった。

本決定は、いわゆる白鳥決定（最高裁判所昭和50年5月20日第1小法廷決定）を引用し、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が再審請求手続にも適用されることを前提に、既に提出されている証拠（旧証拠）と新たに提出された証拠（新証拠）を総合評価したうえで、確定判決において有罪認定の根拠とされていた関係者供述の信用性を否定し、弁護団が提出した心理鑑定やルミノール鑑定等を検討するまでもなく、「請求人が本件殺人事件の犯人であることについては合理的な疑いを超える程度の立証がされているとは

認められず、請求人を犯人であると認めることはできない」として、再審開始を認めた。本決定は、確定判決が明らかに誤った認定判断をしたとまでは断じられないとしつつも、「確定判決が基礎とした証拠関係からだけでも、請求人に対し本件について無罪を言い渡した一審判決を破棄してまで有罪の自判をすべきであったか疑問を禁じ得ない」「主要関係者供述が大筋で一致しているからといって、同供述が実際に体験した事実を供述するものとは評価することができないから、確定判決のように主要関係者供述の信用性を認めることは、「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則にもとることになり、正義にも反し許されない」と指摘する等、「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則を忠実に体现しようとする姿勢がみられ、高く評価することができる。

また、本決定が、本再審請求審で開示された新証拠により、確定審当時の担当検察官が前川氏の無罪を裏付ける方向の重要な事実関係を認識したにもかかわらず、それを明らかにしなかったことについて、「不利益な事実を隠そうとする不公正な意図があったことを推認されても仕方がなく、「公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為」と断じたことの意味も重い。当会は、本件確定審以来、証拠開示について後ろ向きな姿勢に終始し、事案解明及び無辜の救済を阻んできた検察官に対して、公益の代表者として真摯な反省を求める。

当会は、2023年（令和5年）6月24日開催の定期総会において、「再審法改正の早期実現を求める総会決議」を採択しているところであるが、今回の再審開始決定を機に、改めて、政府及び国会に対し、白鳥・財田川決定の趣旨の明文化、再審請求手続における証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、再審請求手続における手続規定の整備を含む、再審法の全面的な改正を速やかに行うよう求める。

2024年（令和6年）11月18日

長野県弁護士会
会長 山崎 勝巳